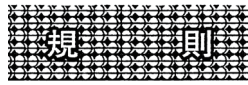


生活安全企画課



特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年12月20日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第102号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和44年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「の業務」を「及び第3号の業務」に、「500円」を「950円」に、「800円」を「1,400円」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 前項第4号の業務 950円

第3条第2項第4号中「前項第4号から第6号まで」を「前項第5号、第6号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

人 事 課